

宮内庁がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出削減等のため 実行すべき措置について定める実施計画

平成 19 年 10 月 12 日

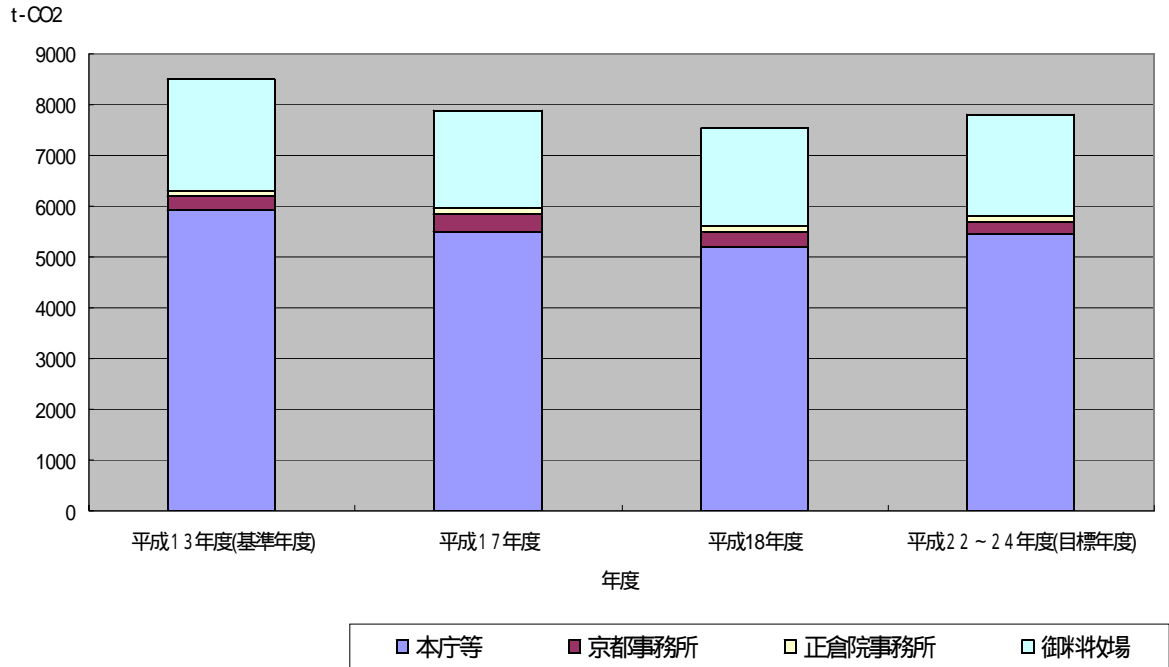
宮 内 庁

「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画」(平成19年3月30日閣議決定)及び「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実施すべき措置について定める計画の実施要領」(平成19年3月30日地球温暖化対策推進本部幹事会申合せ)に基づき、宮内庁が自ら実行する具体的な措置に関する実施計画を下記のとおり定める。

記

宮内庁の事務及び事業に伴う温室効果ガス排出量は、平成18年度において13年度比で11.2%削減しており、旧実行計画の7%削減目標を達成していることにかんがみ、目標年度である平成22～24年度までの総排出量の平均を13年度比で8%削減することを目標とし、以下の取組を行うこととする。この目標は、宮内庁の取組の進捗状況や温室効果ガスの排出量の状況などを踏まえ、一層の削減が可能である場合には適切に見直すこととする。

宮内庁の排出状況及び目標値



1. 対象となる事務及び事業

本計画は、原則として、宮内庁が行うすべての事務及び事業を対象とする。

2. 対象期間

本計画は、平成19年度から平成24年度までの期間を対象とし、その実施の状況、技術の進歩等を踏まえ、必要に応じ見直しを行うものとする。

3. 財やサービスの購入・使用に当たっての配慮

(1) 低公害車の導入

公用車については、低公害車の導入を図る。特に一般公用車29台については、低公害車比率100%を維持する。本庁の一般公用車以外の公用車18台についてはすでに6台を低公害車化しているが、さらに平成19年度に2台を低公害車化する予定であり、今後さらに低公害車化を図る予定である。

車の買換えに当たっては、使用実態を踏まえ必要最小限度の大きさの車を選択する等、より温室効果ガスの排出の少ない車の導入を進め、当該車の優先的利用を図る。

(2) 自動車の効率的利用

ア 公用車等の効率的利用等

公用車については、低公害車の導入を図る。特に一般公用車29台については、低公害車比率100%を維持する。本庁の一般公用車以外の公用車18台についてはすでに6台を低公害車化しているが、さらに平成19年度に2台を低公害車化する予定であり、今後さらに低公害車化を図る予定である。(再掲)

車一台ごとや燃料設備ごとの走行距離、燃費等を把握するなど燃料使用量の調査をきめ細かく行う。

アイドリング・ストップ装置の活用などにより、待機時のエンジン停止の励行、不要なアイドリングの中止等の環境に配慮した運転を行う。

有料道路を利用する公用車について、ETC車載器を設置する。

3メディア対応型の道路交通情報通信システム(VICS)対応車載機を積極的に活用する。

タイヤ空気圧調整等の定期的な車両の点検・整備の励行を図る。

夏期におけるカーエアコンの設定温度を1度アップする。

ガソリンを満タンにしない。

通勤時や業務時の移動において、鉄道、バス等公共交通機関の利用を推進する。

宮内庁において、毎月第一月曜日は、公用車の使用を、特にやむを得ない場合を除き、終日自粛するものとし、移動手段は徒歩、自転車又は公共交通機関によるものとする。

タクシー券の適切な管理の一層の徹底を図り、不要不急のタクシー利用を抑制する。また、利用する際の相乗りを励行する。

来庁者に対しても低公害車の優先利用、自動車の利用の抑制や効率化を呼びかける。

イ 公用車の台数の見直し

使用実態を精査し，公用車台数の見直しを行う。

(3) 自転車の活用

「霞が関自転車利用システム」(平成11年2月)のさらなる活用など，本庁，地方支分部局等の所在地における自転車の共同利用を一層推進する。

(4) エネルギー消費効率の高い機器の導入

ア 省エネルギー型O A機器等の導入等

現に使用しているパソコン，ワープロ，コピー機等のO A機器，電気冷蔵庫，ルームエアコン等の家電製品，蛍光灯等の照明器具等の機器について，旧型のエネルギーを多く消費するものの廃止又は買換えを計画的，重点的に進め，買換えに当たっては，エネルギー消費のより少ないものを選択する。また，これらの機器等の新規の購入に当たっても同様とする。さらに，機器の省エネルギーモード設定の適用等により，使用面での改善を図る。

具体的には，ルームエアコン，蛍光灯等の照明器具等の機器について，新規に設置及び更新を行う際は，「環境物品等の調達に関する基本方針」に基づき，エネルギー消費量のより少ないものを選択する。

平成18年度実績の調達率

ルームエアコン	26台	100%	(リースを除く)
ガス温水機器	13台	100%	
電気便座	13台	100%	
蛍光灯照明器具	1309本	100%	
LED照明	164個	100%	

イ 節水機器等の導入等

本庁庁舎のトイレについては，すでに節水型の器具に改修済であるが，その他の施設について，現に使用している水多消費型の機器の廃止又は買換えを計画的に進め，買換えに当たっては，節水型等のものを選択する。また，これらの機器の新規の購入に当たっても同様とする。

(5) 用紙類の使用量の削減

コピー用紙，事務用箋，伝票等の用紙類の年間使用量について，部局単位など適切な単位で把握し，管理し，削減を図る。

会議用資料や事務手続の一層の簡素化を図る。

各種報告書類の大きさ等の規格の統一化を進め、また、そのページ数や部数についても必要最小限の量となるよう見直しを図る。

両面印刷・両面コピーの徹底を図る。

内部で使用する各種資料をはじめ、閣議、審議会等の政府関係の会議へ提出する資料や記者発表資料等についても特段支障のない限り極力両面コピーとする。また、不要となったコピー用紙（ミスコピーや使用済文書等）については、再使用、再生利用の徹底を図る。

使用済み用紙の裏紙使用を図る。

使用済み封筒の再使用など、封筒使用の合理化を図る。

A四判化の徹底による文書の一層のスリム化を図る。

温室効果ガスの排出削減の観点から、ペーパーレスシステムの早期の確立を図るため、電子メール、庁内LANの活用及び文書・資料の磁気媒体保存等電子メディア等の利用による情報システムの整備を進める。

(6) 再生紙などの再生品や木材の活用

ア 再生紙の使用等

購入し、使用するコピー用紙、けい紙・起案用紙、トイレットペーパー等の用紙類については、再生紙の使用を進める。

印刷物については、再生紙を使用するものとする。また、その際には古紙パルプ配合率を明記するよう努めるとともに、可能な場合においては、市中回収古紙を含む再生紙の使用拡大が図られるような配慮を行う。

イ 木材、再生品等の活用

購入し、使用する文具類、機器類、制服・作業服等の物品について、再生材料から作られたものを使用する。

間伐材、小径材等の木材や未利用繊維等の利用状況の低位な原材料から作られた製品を使用する。

初めて使用する原材料から作られた製品を使用する場合には、リサイクルのルートが確立しているものを使用する。

(7) ハイドロフルオロカーボン（HFC）の代替物質を使用した製品等の購入・使用の促進等

庁舎等の公共施設の冷蔵庫、空調機器及び公用車のカーエアコンの購入、交換に当たっては、代替物質を使用した製品や、HFCを使用している製品のうち地球温暖化への影響のより小さい機器の導入を図る。

エアゾール製品を使用する場合にあっては、安全性に配慮し必要不可欠な用

途を除いて、代替物質を使用した非フロン系製品の選択・使用を徹底する。

(8) その他

ア その他温室効果ガスの排出の少ない製品，原材料等の選択

物品の調達に当たっては，温室効果ガスの排出の少ない製品，原材料等の使用が促進されるよう，製品等の仕様等の事前の確認を行う。

環境ラベルや製品の環境情報をまとめたデータベースなどの環境物品等に関する情報について，当該情報の適切性に留意しつつ活用し，温室効果ガスの排出の少ない環境物品等の優先的な調達を図る。

資源採取から廃棄までの物品のライフサイクル全体についての温室効果ガスの排出の抑制等を考慮した物品の選択を極力図る。

購入，使用する燃料について，現に使用している燃焼設備で利用可能な場合は，都市ガス，LPG等の温室効果ガスの排出の相対的に少ないものとする。

燃焼設備の改修に当たっては，バイオマス燃料，都市ガス，LPG等の温室効果ガスの排出の相対的により少ない燃料の使用が可能となるよう適切な対応を図る。

重油を燃料としている設備の更新に当たっては，可能な場合，重油に比べ温室効果ガスの排出の相対的に少ない燃料に変更する。

省エネルギー診断に基づき，更なるエネルギーの使用の合理化が図られるよう，可能なかぎり重点的に，設備・機器の導入，改修，運用改善を行う。

具体的な取組として次のとおり予定している。

- ・赤坂設備センター周辺整備工事(平成17年度から平成20年度まで)により，ボイラー及び空調機器熱源の燃料を灯油から都市ガス及び電気に変更する。
- ・御料牧場肉加工所地区整備工事(平成20年度から平成22年度まで)により，肉加工所のボイラー用燃料を重油から灯油に変更する。
- ・平成17年度に宮内庁庁舎空調設備改修計画の事前調査のなかで，グリーン診断を実施しており，その調査結果を踏まえ，平成20年度に基本設計，その後に改修工事を実施する。

イ 製品等の長期使用等

その事務として，容器包装を利用する場合にあっては，簡略なものとし，当該容器包装の再使用を図る。

詰め替え可能な洗剤，文具等を使用する。

弁当及び飲料容器について，リターナブル容器で販売されるものの購入を進めるとともに，適正な回収ルートを設け，再使用を促す。

庁舎内の売店等におけるレジ袋の使用や使い捨ての容器包装による販売の自

肅を呼び掛ける。

机等の事務用品の不具合、更新を予定していない電気製品等の故障の際には、それらの修繕に努め、再使用を図る。

部品の交換修理が可能な製品、保守・修理サービス期間の長い製品の使用を極力図る。

ウ エネルギーを多く消費する自動販売機の設置の見直し

庁舎内の自動販売機の設置実態を精査し、自動販売機のエネルギー消費のより少ない機種やオゾン層破壊物質及びHFCを使用しない機器への変更を促すとともに、設置台数の減少など適正な配置を促す。

庁舎内の売店等において省エネルギー化を促す。

エ 購入時の過剰包装の見直し

簡略に包装された商品の選択、購入を図る。また、リサイクルの仕組みが確立している包装材を用いているものの積極的選択を図る。

オ メタン（CH₄）及び一酸化二窒素（N₂O）の排出の抑制

エネルギー供給設備の適正な運転管理を図る。

庁舎等から排出される生ごみ等については、極力、直接埋立の方法により処理しないよう、分別や再生利用、適正処理を実施するとともに、廃棄物処理業者に対し発注者として促す。

ほ場における施肥方法の改善を極力図る。

家畜の飼養管理技術の向上に努める。

家畜排せつ物の適正処理や循環資源としての利用を促進する。

カ 宮内庁の契約相手方となる事業者における環境取組の働きかけ

物品の購入等に係る契約に当たっては、契約の相手方となる事業者にISO14001又はエコアクション21等の適切な環境管理体制を社内において設け、適切に運用していることを条件とするなどグリーン契約を導入する。

具体的には、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行令」に該当する工事について、入札における事前の貸与書類の一部である現場説明書により、「再生資源利用計画書及び再生資源使用促進計画書」の提出並びに「建築副産物情報交換システム」の利用を指導している。

4 建築物の建築，管理等に当たっての配慮

(1) 建築物の建築における省エネルギー対策の徹底

建築物を建築する際には，省エネルギー対策を徹底し，温室効果ガスの排出の抑制に配慮したものととして整備する。

(2) 既存の建築物における省エネルギー対策の徹底

既存の建築物においてエネルギーの使用状況等，省エネルギーに係る診断を実施し，さらなるエネルギーの使用の合理化が図られるよう，可能な限り重点的に，設備・機器の導入，設備等改修，運用改善を行う。

具体的には，平成17年度に宮内庁庁舎空調設備改修計画の事前調査のなかで，グリーン診断を実施しており，その調査結果を踏まえ，平成20年度に基本設計，その後に改修工事の実施を予定。

宮内庁の管理する建築物の新築及び改修並びに設備関係の保守管理業務，更に，省エネルギー対策について，そのほとんどを当庁管理部の専門技官が担当している。

この内，省エネルギー対策については，設備機器等の更新時期に合わせて，それぞれの建物用途にあった，省エネルギー機器の導入を図っており，また，今後，改修を計画している設備機器等については，同様に省エネルギー機器導入を計画している。

さらに，空調設備機器等の運転・保守管理においても，施設毎に各エネルギーのデータ化及び解析等を行い，運転時間短縮，設定温度見直しなど省エネルギー運転を実施している。

以上のように，当庁の管理する建築物については，ハード面，ソフト面において，既に十分な省エネルギー対策が取られていると判断できることから，現時点において，ESCO事業導入を前提とした簡易ESCO診断の実施は必要ないと考えるが，今後，更なる温室効果ガスの削減が必要な場合には簡易ESCO診断の実施について検討することとする。

(3) 温室効果ガスの排出の抑制等に資する建設資材等の選択

建設資材については，再生された又は再生できるものをできる限り使用するとともに，コンクリート塊等の建設廃材，スラグ，廃ガラス等を路盤材，タイル等の原材料の一部として再生利用を図る。また，支障のない限り混合セメントの利用に努める。

具体的には，「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行令」に該当する工事について，入札における事前の貸与書類の一部である現場説明書により，「再生資源利用計画書及び再生資源使用促進計画書」の提出並びに「建築副産物

情報交換システム」の利用を指導している。

断熱性能向上のため、屋根、外壁等への断熱材の使用や、断熱サッシ・ドア等の断熱性の高い建具の使用を極力図る。特に、建築物の断熱性能に大きな影響を及ぼす窓については、複層ガラスや二重窓、遮光フィルム、窓の外部のひさしやブラインドシャッターの導入など、断熱性の向上に努める。

具体的には、平成18年度工事において、該当する3件の工事でペアガラス等を採用した。

- ・正倉院事務所建替工事
- ・赤坂設備センター周辺整備工事
- ・御料牧場家畜舎設備機器改修ほか工事

平成19年度工事において、該当する1件の工事でペアガラス等を採用予定。

- ・御料牧場そ菜作業所増築工事

建築物の建築等に当たっては支障のない限り再生産可能な資源である木材の利用に努める。

安全性、経済性、エネルギー効率、断熱性能等に留意しつつ、利用可能である場合には、HFCを使用しない建設資材の利用を促進する。

損失の少ない受電用変圧器の使用を促進する等設備におけるエネルギー損失の低減を促進する。

具体的には、平成18年度工事において、該当する1件の工事で高効率変圧器等を採用した。

- ・赤坂設備センター周辺整備工事

また、平成19年度工事において、該当する1件の工事で高効率変圧器等を採用予定。

- ・皇居内第6変電所整備工事

電力負荷平準化に資する蓄熱システム等の導入を極力図る。

(4) 温室効果ガスの排出の少ない空調設備の導入等

空調設備について、温室効果ガスの排出の少ない機器の導入を図る。また、既存の空調設備についても、その更新時に温室効果ガスの排出の少ない機器の導入を図る。

具体的には、宮内庁庁舎空調設備改修工事の基本設計を平成20年度に計画し、その後に改修工事の実施を予定しており、その中で温室効果ガスの排出の少ない機器の導入を図る。

このため、庁舎に高効率空調機を可能な限り幅広く導入する。

また、冷却性能の低下等の異常が認められた場合、冷媒の漏洩の可能性があるため、速やかに補修その他の必要な処置を講ずる。

(5) 冷暖房の適正な温度管理

庁舎内における冷暖房温度の適正管理（冷房の場合は28度程度，暖房の場合は19度程度）を一層徹底するよう空調設備の適正運転を図る。

コンピューター室等の冷房について，コンピューター性能が確保できる範囲内で可能な限り設定温度を上げる等の適正な運用に努める。

具体的には，平成18年度において，宮内庁庁舎情報管理室において既設の空調機の設定温度を20 から23 に，新設の空調機の設定温度を20 から21 に変更，宮内庁庁舎電話交換機冷却用冷房機の設定温度を20 から24 に変更した。

(6) 新エネルギーの有効利用

建築物の規模，構造等の制約の下，可能な限り，燃料電池，太陽熱，バイオマスエネルギー等の新エネルギーを活用した設備を導入する。

このため，庁舎や公務員宿舎に燃料電池，太陽熱利用，木質バイオマス燃料を使用する暖房器具やボイラー等を可能な限り幅広く導入する。

(7) 水の有効利用

建築物等における雨水の適切な利用が可能な場合は，雨水の貯留タンク等の雨水利用設備の導入について，建築物の規模・用途に応じて検討し，設置する。

建築物から排出される排水の適切な再利用が可能な場合は，排水再利用設備の導入について，建築物の規模・用途に応じて検討し，設置する。

給水装置等の末端に，必要に応じて，感知式の洗浄弁・自動水栓等節水に有効な器具を設置する。

具体的には，平成18年度工事において，該当する2件の工事で感知式の洗浄弁等を採用した。

- ・ 正倉院事務所建替工事
- ・ 赤坂設備センター周辺整備工事

また，平成19年度工事において，該当する3件の工事で感知式の洗浄弁等を採用予定。

- ・ 皇居内手洗所整備工事
- ・ 窓明館附属手洗所整備工事
- ・ 葉山御用邸自動車車庫改築ほか工事

(8) 太陽光発電の導入及び建物の緑化に関する整備計画

政府の実行計画第4の2(8)、政府の実行計画の実施要領2(8)及び「太陽光発電の導入及び建物の緑化に係る整備の考え方について」(平成19年3月30日地球温暖化対策推進本部幹事会申合せ)に基づき、宮内庁における太陽光発電の導入及び建物の緑化に関する整備計画は以下のとおりとする。

既存庁舎において、既に10kwの太陽光発電及び105㎡の建物の緑化を整備済みであるが、計画期間である平成19年度から平成24年度までに、追加的に60kwを目処として太陽光発電を導入する。当庁においては敷地の緑化率が大変高いため、庁舎屋上の整備に当たっては建物の緑化よりも太陽光発電の導入を優先することとする。

太陽光発電の導入スケジュールの目安(単位: kW)

	平成19～20年度	平成21～24年度	計
新規の庁舎	該当なし	該当なし	該当なし
既存の庁舎	0	60	60
宮内庁庁舎	0	20	20
車庫庁舎	0	20	20
宮内庁病院	0	10	10
楽部庁舎	0	10	10
計	0	60	60

また、今後、耐震診断により耐震安全性が確認できた庁舎及び耐震改修により耐震性能が確保された庁舎のうち、耐震性能以外の条件に不都合がないものについては、上記計画に加えて太陽光発電又は建物緑化を実施することとする。

(9) その他

ア 温室効果ガスの排出の少ない施工の実施

建築物の建築等に当たっては支障のない限りエネルギー消費量の少ない建設機械を使用するよう発注者として促す。

具体的には、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行令」に該当する工事について、入札における事前の貸与書類の一部である現場説明書により、排出ガス対策型建設機械等の使用を促している。

合板型枠については、一層の効率的・合理的利用や使用削減など施工を合理化する工法の選択を発注者として促す。

出入車輛から排出される温室効果ガスの抑制を発注者として促す。

建設業に係る指定副産物の再生利用を促進する。

具体的には、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行令」に該当する工事について、入札における事前の貸与書類の一部である現場説明書により、「再生資源利用計画書及び再生資源使用促進計画書」の提出並びに「建築副産物情報交換システム」の利用を指導している。

建設業者による建設廃棄物等の適正処理を発注者として確認する。

具体的には、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行令」に該当する工事について、入札における事前の貸与書類の一部である現場説明書により、適正処理を指導するとともに、処分地が確認できる資料の提出を求めている。

イ 建築物の建築等に当たってのその他の環境配慮の実施

庁舎等の敷地について植栽を施し、緑化を推進するとともに、保水性舗装や散水の実施に努める。

敷地内の環境の適正な維持管理の推進のため、所管地に生育する樹木の剪定した枝や落葉等は、再生利用を行い、廃棄物としての排出の削減を図るとともに、休閑地については緑化に努めるなど適正な維持管理を図り、ごみの不法投棄を防ぐ。

定格出力が大きく負荷の変動がある動力装置について、インバータ装置の導入を図る。

省エネルギー型の照明機器の設置、空調の自動制御設備について、規模・用途に応じて検討し、整備を進める。

具体的には、平成18年度工事において、該当する3件の工事で高効率照明器具等を採用した。

- ・ 正倉院事務所建替工事
- ・ 赤坂設備センター周辺整備工事
- ・ 御料牧場家畜舎設備機器改修ほか工事

また、平成19年度工事において、該当する5件の工事で高効率照明器具等を採用予定。

- ・赤坂設備センター周辺整備工事
- ・皇居内手洗所整備工事
- ・窓明館附属手洗所整備工事
- ・御料牧場そ菜作業所増築工事
- ・葉山御用邸自動車車庫改築ほか工事

可能な限り反射板の取り付けにより照明の照度の向上に努める。

白熱灯について、省エネルギー型蛍光灯またはLED照明への切り替えを極力図る。

屋外照明器具の設置に当たっては、上方光束が小さく省エネルギー性の高い適切な照明機器を選定する。

建築物の建築等の設計者が、温室効果ガスの排出抑制技術やノウハウに秀でた者であるかどうかを考慮するなど、技術的能力の審査に基づく選定方法の採用に努め、環境への配慮を重視した企画の提案などの採用を進める。

ウ 施設や機器の効率的な運用に資する設備の導入

機器の効率的な運用に資するため、機械室の換気運転の室温に応じた制御を可能とする温度センサーなどの導入を図る。

エ 新しい技術の率先的導入

民間での導入実績が必ずしも多くない新たな技術を用いた設備等であっても、高いエネルギー効率や優れた温室効果ガス排出抑制効果等を確認できる技術を用いた設備等については、率先的導入に努めるものとする。

5 その他の事務・事業に当たっての温室効果ガスの排出の抑制等への配慮

(1) エネルギー使用量の抑制

ア 庁舎におけるエネルギー使用量の抑制等

OA機器、家電製品及び照明については、適正規模のものの導入・更新、適正時期における省エネルギー型機器への交換を徹底するとともに、スイッチの適正管理等エネルギー使用量を抑制するよう適切に使用する。

庁舎内における冷暖房温度の適正管理（冷房の場合は28度程度、暖房の場合は19度程度）を一層徹底するよう空調設備の適正運転を図る。（再掲）

コンピューター室等の冷房について、コンピューター性能が確保できる範囲内で可能な限り設定温度を上げる等の適正な運用に努める。

具体的には、平成18年度において、宮内庁庁舎情報管理室において既設の空調機の設定温度を20 から23 に、新設の空調機の設定温度を20 から21 に変更、宮内庁庁舎電話交換機冷却用冷房機の設定温度を20 から24 に変更した。(再掲)

夏季における執務室の服装について、暑さをしのぎやすい軽装、いわゆる「クールビズ」を励行する。また、冬季における執務室の服装について、快適に過ごせるよう適切な服装、いわゆる「ウォーム・ビズ」を励行する。

冷暖房中の窓、出入口の開放禁止を徹底する。

発熱の大きいOA機器類の配置を工夫する。

超過勤務により生じるエネルギー消費の削減及び帰宅時のタクシー利用の削減のため、並びに職員の福利厚生の上昇に係る要請への対応ともあいまって、超過勤務の一層の縮減を図る。このため、水曜日の定時退庁の一層の徹底、午後五時以降の主催会議の中止を進める。

職員の福利厚生の上昇に係る要請への対応ともあいまって、有給休暇の計画的消化の一層の徹底、業務の見直しによる超過勤務の縮減を図る。

昼休みは、業務上特に照明が必要な箇所を除き消灯を図る。また、夜間における照明も、業務上必要最小限の範囲で点灯することとし、それ以外は消灯を徹底する。

具体的には、宮内庁庁舎廊下の照明について、平成18年度に夜間における点灯範囲を見直し、消灯を実施した。

また、平成19年度に電気回路の改修工事を実施のうえ、東御苑内の外灯の一部について、夜間消灯を行う予定。

トイレ、廊下、階段等での自然光の活用を図る。

職員に対する庁舎内の移動の際の階段利用の奨励を徹底する。

給湯器へのエコマイザーの導入等ガスコンロ、ガス湯沸器等の給湯機器の効率的使用を極力図る。

庁舎に、施設規模等に応じてCO₂冷媒ヒートポンプ給湯器等の高効率給湯器を可能な限り幅広く導入する。

冷蔵庫の効率的使用を図る。

庁舎の使用電力購入に際して、省CO₂化の要素を考慮した購入方式について検討する。

イ 庁舎における節水等の推進

必要に応じ、トイレに流水音発生器を設置する。

水洗の節水コマ取り付けは完了しているが、必要に応じ、水栓での水道水圧を低めに設定する。

水漏れ点検の徹底を図る。

公用車の洗車方法について，回数の削減，バケツの利用等の改善を極力図る。
食器洗い機を活用し，節水に努める。

(2) ごみの分別

事務室段階での廃プラスチック類等の分別回収を徹底する。

分別回収ボックスを十分な数で執務室内に適切に配置する。

個人用のごみ箱を順次減らしていく。

不要になった用紙は，クリップ，バインダー等の器具を外して分別回収するよう努める。

(3) 廃棄物の減量

その事務として，容器又は包装を利用する場合には，簡略な包装とし，当該容器又は包装の再使用や再生利用を図る。

使い捨て製品の使用や購入の抑制を図る。

紙の使用量の抑制を図る。(再掲)

リサイクルルートの確保等を内容とする各庁舎ごとのリサイクル計画を策定するとともに，実施のための責任者を指名する。

事務室段階での廃プラスチック類等の分別回収を徹底する。(再掲)

分別回収ボックスを十分な数で執務室内に適切に配置する。(再掲)

個人用のごみ箱を順次減らしていく。(再掲)

不要になった用紙は，クリップ，バインダー等の器具を外して分別回収するよう努める。(再掲)

シュレッダーの使用は秘密文書の廃棄の場合のみに制限する。

コピー機，プリンターなどのトナーカートリッジの回収と再使用を積極的に推進する。

具体的には，専門業者に依頼し，物品の購入時にトナーカートリッジの回収を実施しているとともに，コピー機などについては，保守業者が回収にあたる契約を徹底している。

厨房を使用する職員等へ呼びかけ，庁舎等にある厨房施設から排水中に混入する生ごみの量を抑制する。

食べ残し，食品残渣などの有機物質について，再生利用を行う。

施設の所在する地域で使用済物品等の交換の仕組みが設けられており，これに参加できる場合は，使用済物品等の交換に積極的に協力する。

庁舎から排出される生ごみ等については，極力直接埋立の方法により処理しないよう，分別や適正処理を実施するとともに，廃棄物処理業者に対し発注者として促す。(再掲)

廃棄するOA機器及び家電製品並びに使用を廃止する車が廃棄物として処理

される場合には、適正に処理されるよう努める。

物品の在庫管理を徹底し、期限切れ廃棄等の防止に努める。

(4) 森林の整備・保全の推進

植林，保育，間伐等森林の整備や管理・保全の適切な推進を図る。

6 職員に対する研修等

(1) 職員に対する地球温暖化対策に関する研修の機会の提供，情報提供

地球温暖化対策に関する研修を計画的に推進する。

庁内誌，庁内LAN等により，再生紙等の名刺への活用，計画されている地球温暖化対策に関する活動や研修など，職員が参加できる地球温暖化対策に関する活動に対し，必要な情報提供を行う。

地球温暖化対策に関するシンポジウム，研修会への職員の積極的な参加が図られるよう便宜を図る。

(2) 地球温暖化対策に関する活動への職員の積極的参加の奨励

国が主唱する環境関係の諸行事において，地球温暖化対策に関する活動への職員の積極的な参加に便宜を図る。

希望する職員が地球温暖化対策に関する活動への積極的参加が進められるよう，休暇をとりやすい環境づくりを一層進める等必要な便宜を図る。

職員に，「1人1日1kgのCO₂削減」をモットーとした国民運動における，「私のチャレンジ宣言」への登録及び参加を奨励する。また，職員に，いわゆる「環境家計簿」による電気，ガス等の温室効果ガスの排出の原因となる活動量の自己管理の実施を奨励するなど，家庭部門における温室効果ガスの排出削減に寄与する国民運動の推進に資する取組の実施を促す。

(3) その他

昼休みや定時退庁日における勤務時間終了後の一斉消灯など「省CO₂行動ルール」を策定し，実施する。

職員から省CO₂化に資するアイデア（エコ・アイデア）を募集し，効果的なものを実行に移す。

7. 宮内庁の実施計画の推進体制の整備と実施状況の点検

宮内庁の温室効果ガス排出削減計画に基づく排出量の目標，具体的な取組及び可能な限りの削減効果並びに計画の推進体制については別に定める「宮内庁の実施計画の推進体制について」のとおりとする。

本計画の策定，推進及び進捗状況の点検については，別に定める「宮内庁の実施計画の推進体制について」に基づき，関係部局の協力を得つつ，長官官房秘書課においてこれを行う。

宮内庁の実施計画の推進，評価及び点検体制

- ・ 宮内庁における計画の推進，評価及び点検を統括する者は，次長とする。
- 計画の推進，評価及び点検体制は，審議官，秘書課長，主計課長，用度課長，管理課長，工務課長，車馬課長で行うこととする。
- ・ 上記点検体制の下で具体的・細目的な作業を実施するワーキンググループは，宮内庁実施計画推進幹事会とする。
- ・ 上記点検体制・ワーキンググループの庶務を行う部署は，長官官房秘書課調査企画室とする。

8. 宮内庁の削減計画

【宮内庁全体】 宮内庁温室効果ガス削減計画

	単位	平成13年度	平成17年度	平成18年度	平成22～24年度目標 (13年度比)	
公用車燃料	kg-CO2	188,950	163,934	145,292	173,834	-(8%)
施設のエネルギー使用	kg-CO2	6,444,170	6,138,082	5,766,626	5,928,636	-(8%)
電気	kg-CO2	3,847,371	3,693,826	3,533,424	3,539,581	-(8%)
電気以外	kg-CO2	2,596,799	2,444,256	2,233,202	2,389,055	-(8%)
(電気使用量)	kWh	10,178,231	9,772,027	9,347,682	9,639,597	-(5%)
(電気の排出係数)	kg-CO2/kWh	0.378	0.378	0.378	0.368/0.358	
その他	kg-CO2	1,853,820	1,589,765	1,626,496	1,705,514	-(8%)
合計	kg-CO2	8,486,940	7,891,781	7,538,414	7,807,984	-(8%)

* 排出係数については現在の契約先の排出係数を代入した。平成18年度において，排出係数0.368の電力会社での電気使用量は宮内庁全体のうち約88%，排出係数0.358の電力会社では約12%である。

【本庁】 宮内庁本庁温室効果ガス削減計画

	単位	平成13年度	平成17年度	平成18年度	平成22～24年度目標 (13年度比)	
公用車燃料	kg-CO2	156,833	144,502	126,946	144,287	-(8%)
施設のエネルギー使用	kg-CO2	5,715,312	5,316,500	5,001,567	5,258,087	-(8%)
電気	kg-CO2	3,360,823	3,109,791	2,984,270	3,091,957	-(8%)
電気以外	kg-CO2	2,354,490	2,206,709	2,017,297	2,166,130	-(8%)
(電気使用量)	kWh	8,891,065	8,226,960	7,894,895	8,402,056	-(6%)
(電気の排出係数)	kg-CO2/kWh	0.378	0.378	0.378	0.368	
その他	kg-CO2	52,206	54,739	55,127	48,030	-(8%)
合計	kg-CO2	5,924,351	5,515,741	5,183,641	5,450,404	-(8%)

主な削減対策と削減量

(1) 設備改修等ハード対策

グリーン診断をふまえた庁舎改修工事（平成20年度に基本設計を予定）

46.37 t-CO2

ボイラー及び空調機器熱源の燃料を灯油から都市ガス及び電気に変更。

11.60 t-CO2

ペアガラスの採用

高効率変圧器等の採用

2.01 t-CO2

感知式の洗浄弁等の採用

0.11 t-CO2(使用水量は124m³減少見込)

高効率照明器具等の採用

0.03 t-CO2

平成19年度に電気回路の改修工事を実施のうえ、東御苑内の外灯の一部について、夜間消灯を行う予定。

19.13 t-CO2

太陽光発電設置

* 新築工事に伴い上記の対策を導入したため、効果が単純比較では算出できない箇所がある。

(2) 運転・管理等ソフト対策

皇居内の変電設備において変圧器の運転を効率化し、損失の低減を図る。

16.56 t-CO2

パソコンやコピー機のこまめな節電

昼食時・残業時のこまめな消灯

アイドリングストップの励行による燃料消費量の削減

冷暖房温度の適正管理

陵墓の管理に必要な動力清掃機、動力草刈機、動力刈込機等の効率的利用

* 排出係数については現在の契約先の排出係数を代入した。平成18年度において、排出係数0.368の電力会社での電気使用量は本庁全体のうち約98%、排出係数0.358の電力会社では約2%である。

【地方支分部局等】宮内庁京都事務所温室効果ガス削減計画

		平成13年度	平成17年度	平成18年度	平成22～24年度目標 (13年度比)	
単位						
公用車燃料	kg-CO2	9,995	9,304	8,844	9,195	-(8%)
施設のエネルギー使用	kg-CO2	266,868	329,818	299,011	245,519	-(8%)
	電気	217,354	281,287	260,611	199,965	-(8%)
	電気以外	49,515	48,531	38,400	45,554	-(8%)
	(電気使用量)	kWh	575,010	744,145	689,447	-(3%)
	(電気の排出係数)	kg-CO2/kWh	0.378	0.378	0.378	0.358
その他	kg-CO2	2,921	2,816	3,061	2,687	-(8%)
合計	kg-CO2	279,784	341,938	310,916	257,401	-(8%)

主な削減対策

(1) 設備改修等ハード対策

庁舎内の照明への人感センサー設置及び省エネルギー型機器への交換を図る。

(2) 運転・管理等ソフト対策

パソコンやコピー機のこまめな節電

昼食時の一斉消灯を実施。また、残業時の係単位での消灯を継続する。

共用部の消灯については庶務課庶務係で対応、空調の設定温度の計測については設備管理担当者、各課職員で対応するなど、担当を決めて実行する。

冷蔵庫については個数が最小のため見直しの予定はないが、庫内を整理し、無駄な電力を使わないよう職員に周知徹底する。

冷暖房温度の適正管理

アイドリングストップの励行による燃料消費量の削減

夏季における執務室での服装について、「クールビズ」を励行する。また、冬季における「ウォームビズ」を励行する。

推進体制

対策の実施責任者は庶務課長とする。

庶務課長は目標達成の見込みを把握するとともに達成するための必要な対策を行う。

庶務課長は、把握した達成見込み及び実施した対策を宮内庁の実施計画推進幹事会に報告する。

【地方支分部局等】宮内庁正倉院事務所温室効果ガス削減計画

	単位	平成13年度	平成17年度	平成18年度	平成22～24年度目標	
					(13年度比)	
公用車燃料	kg-CO2	711	718	543	654	-(8%)
施設のエネルギー使用	kg-CO2	97,985	99,681	101,148	90,146	-(8%)
電気	kg-CO2	85,784	85,730	85,926	78,921	-(8%)
電気以外	kg-CO2	12,201	13,951	15,222	11,225	-(8%)
(電気使用量)	kWh	226,941	226,800	227,318	220,450	-(3%)
(電気の排出係数)	kg-CO2/kWh	0.378	0.378	0.378	0.358	
その他	kg-CO2	0	0	0	0	
合計	kg-CO2	98,696	100,399	101,691	90,800	-(8%)

主な削減対策と削減量

(1) 設備改修等ハード対策

ペアガラスの採用

感知式の洗浄弁等の採用

高効率照明器具等の採用

* 新築工事に伴い上記の対策を導入したため、効果が単純比較では算出できない箇所がある。

(2) 運転・管理等ソフト対策

冷暖房温度の適正管理

パソコンやコピー機のコマメな節電

昼食時・残業時のコマメな消灯

アイドリングストップの励行による燃料消費量の削減

推進体制

対策の実施責任者は庶務課長とする。

庶務課長は目標達成の見込みを把握するとともに達成するための必要な対策を行う。

庶務課長は、把握した達成見込み及び実施した対策を宮内庁の実施計画推進幹事会に報告する。

【地方支分部局等】宮内庁御料牧場温室効果ガス削減計画

	単位	平成13年度	平成17年度	平成18年度	平成22～24年度目標	
					(13年度比)	
公用車燃料	kg-CO2	21,411	9,410	8,959	19,698	-(8%)
施設のエネルギー使用	kg-CO2	364,005	392,082	364,900	334,884	-(8%)
電気	kg-CO2	183,411	217,018	202,616	168,738	-(8%)
電気以外	kg-CO2	180,593	175,064	162,284	166,146	-(8%)
(電気使用量)	kWh	485,215	574,122	536,022	458,528	-(6%)
(電気の排出係数)	kg-CO2/kWh	0.378	0.378	0.378	0.368	
その他	kg-CO2	1,798,693	1,532,211	1,568,307	1,654,797	-(8%)
合計	kg-CO2	2,184,108	1,933,703	1,942,166	2,009,379	-(8%)

主な削減対策と削減量

(1) 設備改修等ハード対策

肉加工所のボイラー用燃料を重油から灯油に変更予定。	5.61 t-CO2
ペアガラスの採用	
高効率照明器具等の採用	0.09 t-CO2

* 新築工事に伴い上記の対策を導入したため、効果が単純比較では算出できない箇所がある。

(2) 運転・管理等ソフト対策

- 冷暖房温度の適正管理
- パソコンやコピー機のコマメな節電
- 昼食時・残業時のコマメな消灯
- アイドリングストップの励行による燃料消費量の削減
- 農機具等動力機器の効率的利用

推進体制

対策の実施責任者は庶務課長とする。

庶務課長は目標達成の見込みを把握するとともに達成するための必要な対策を行う。

庶務課長は、把握した達成見込み及び実施した対策を宮内庁の実施計画推進幹事会に報告する。